

(様式3) 情報提供用シート 平泉町

| 要望月日  | 要望項目                        | 要望内容  | 取組状況(方針)  | 振興局名    | 担当所属名 | 反映区分 |
|-------|-----------------------------|---|---|---------|-------|------|
| 7月18日 | 1.「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の推進について | <p>「平泉の文化遺産」は、国を越えた人類共通の普遍的な価値がある遺産と認められ、平成23年の第35回世界遺産委員会において中心的な5資産が登録に至りました。</p> <p>しかしながら「平泉の文化遺産」は、平泉町・一関市・奥州市にまたがる全10資産が一体のものであり、町内においては、達谷窟、柳之御所遺跡(岩手県管理)の2資産の拡張登録を目指しているところです。</p> <p>拡張登録につきましては、県と関係する3市町において、追加登録に向けた取り組みを継続することを申しあわせていますが、今後、推薦書案の作成に向けてより一層のご指導と財政的な支援を賜りますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、令和5年8月の県と関係3市町の申合せにより、柳之御所遺跡を追加する推薦書案の作成を令和5年度から進めるとともに、資産の価値向上及び将来的な拡張登録を目的とし、平泉関連資産の調査研究などの取組及び支援を継続することとしています。</p> <p>県としては、推薦書案の作成に向けて極めて重要となる、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について、引き続き国に要望を行うとともに、関係市町と連携して、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B:1  |
| 7月18日 | 2.「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について   | <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年の第35回世界遺産委員会において登録が決議されました。</p> <p>世界遺産委員会の決議では、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき「中尊寺大池跡」、「無量光院跡」の復元整備計画とその実績をイコモス(国際記念物遺跡会議)に提出すること、登録された資産間の眺望の維持、さらには主要な道路改修の提案には「遺産影響評価」</p>   | <p>「平泉の文化遺産」の中核をなす無量光院跡をはじめとする史跡地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関し、市町が実施する場合については、国とともに県も補助することにより、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。</p> <p>この補助制度を活用し、世界遺産委員会で指摘された課題に対応するための史跡整備と並行して、「平泉の文化遺産」に係る包括的保存管理計画に基づく遺産影響評価を</p>  | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B:1  |

|       |                    |   |   |         |         |     |
|-------|--------------------|---|---|---------|---------|-----|
|       |                    | <p>を行うことなど保存管理について対策が求められています。</p> <p>近年、世界遺産委員会では、登録後の保存管理の在り方が重視されており、本町としても着実に復元整備を行い世界遺産委員会の要求に応える必要があります。</p> <p>一方で、世界遺産委員会やイコモスとの調整、特にも世界遺産委員会に提出する報告書（作業指針第172項に基づくもの）については、国・県の専門的な助言とともに財政的な支援が必要となっておりますが、補助の枠組がない状態です。</p> <p>つきましては、今後も「平泉の文化遺産」の保存管理対策の推進について、より一層のご指導と財政的な支援を賜りますようお願いいたします。</p> | <p>実施してきたところです。</p> <p>今後も、世界遺産委員会やイコモスからの指摘等への適切な対応及び保存管理がなされるよう、史跡整備への財政的な補助と並行して、専門的な助言などの支援を継続していきます。（B）</p>  |         |         |     |
| 7月18日 | 3. 柳之御所遺跡の史跡整備について | <p>柳之御所遺跡の大規模発掘調査は、一関遊水地・平泉バイパス事業に伴い昭和63年度から開始されました。以後、この調査は、全国的に注目される数多くの成果を挙げ、平成5年、建設省（当時）の大英断によって、保存されることが決定し、現在に至っております。</p> <p>平成9年3月に国の指定を受けた柳之御所遺跡については、岩手県教育委員会が平成10年度から本町に柳之御所遺跡発掘調査事務所（当時）を開設し、内容確認調査を実施しております。整備計画については、平成13年度には整備基本構想、平成14年度には整備基本計画、平成15年</p>                                      | <p>柳之御所遺跡の整備については、平成10年度から史跡整備に向けて内容確認の発掘調査を開始し、平成14年度に整備基本計画を、平成15年度に整備実施計画を策定し、平成29年度には堀外部地区を含めた形に整備計画を改定しました。これらの調査・整備計画に基づき、平成17年度から堀内部地区についての史跡整備工事を行っており、令和3年度には、同年開館した平泉世界遺産ガイダンスセンターと史跡公園との一体的な整備とするよう南端部の整備工事を実施しました。本年度は、堀外部地区の整備に係る基本設計について進めているところです。</p> | 県南広域振興局 | 県南教育事務所 | B:1 |

|       |                        |   |  |         |         |     |
|-------|------------------------|---|--|---------|---------|-----|
|       |                        | <p>度に整備実施計画、平成29年度に整備対象を堀外部地区まで含めた形に改定し、岩手県教育委員会による発掘調査、公有化等が進められています。</p> <p>しかし、柳之御所遺跡を堀内部・外部に分ける堀の外周部については、国史跡指定範囲であるものの、整備対象に含まれていない状況です。</p> <p>つきましては、柳之御所遺跡が保存されるに至った経緯等を考慮し、今後も継続して岩手県教育委員会が、史跡指定範囲を全面的に整備されるよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>   | <p>史跡整備とともに、整備対象予定地（堀内部地区・堀外部地区）の約 8.7ha の土地公有化については、平成 13 年度から実施しています。しかし、整備対象予定地全体の公有化の完了に至っていない状況から、県としては、当面この範囲の公有化及び整備について、最優先課題として取り組んでいきたいと考えています。（B）</p> |         |         |     |
| 7月18日 | 4. 史跡等の整備・活用予算等の拡充について | <p>史跡等の文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた極めて貴重な国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的なシンボルとなっています。このため住民が地域の歴史・文化に触れ親しみ、精神的な豊かさを実現できる環境づくりを進めるために、積極的に整備・活用することが強く求められております。</p> <p>本町は多くの史跡や埋蔵文化財を有し、これらの整備・活用を図り、その価値を伝えていく責務があります。</p> <p>特に、世界遺産の構成資産である特別史跡無量光院跡と特別史跡中尊寺境内の庭園の復元整備は、世界遺産委員会からの要請事項であり、課題解決に向けて取り組んでいかなければなりません。また名勝旧観自在王院庭園では、経年による劣化等で再修理の時期を迎えていることや、史跡整備に向けた公有化事業が控</p> | <p>国庫補助金については、全国的な災害対応などもあり厳しい財政措置状況が続いておりますが、岩手県における世界遺産関連の整備や修理等については、令和 5 年度当初予算におきましても対象事業に対する財政措置を行い対応しました。（A）</p>  | 県南広域振興局 | 県南教育事務所 | A:1 |

|       |  |  |   |         |         |     |
|-------|--|--|---|---------|---------|-----|
|       |  | <p>えていることなど多大な財源を要することが見込まれております。</p> <p>このように、史跡を多く抱えている本町の現状と、世界遺産の保存管理や町内史跡の保護保存に万全を期するため、地域の実情に即した財源支援の充実など特段のご配慮をお願いいたします。</p>  |   |         |         |     |
| 7月18日 | 5. 国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の機能充実とアクセスの向上について | <p>「平泉の文化遺産」は、平成23年に開催された世界遺産委員会において、12世紀の寺院、庭園を中心とした多くの遺跡があり、日本のみならず広くアジアの歴史、文化史上で重要な位置を占めているという評価を受けました。</p> <p>加えて、本町の遺跡は、奈良や京都に比べて地形の起伏が旧状をとどめるところが多く、景観的にも優れ、さらに遺跡が地下に良好な状態で保存されています。</p> <p>また、平泉駅から県立平泉世界遺産ガイダンスセンターへ徒歩で観光客が訪れる際に、ガイダンスセンターに接続していない町道に誤って進入し、行き止まりのため引き返す例が多発しており、町道へ接続する通路の設置が求められています。</p> <p>つきましては、世界文化遺産を有する本町に、東北地方の歴史や文化をアジア史の中に位置付け、総合的に調査研究する国立博物館の誘致や、昨年度開館しました県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの調査研究機能の充実と町道への接続について特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>12世紀の平泉周辺には、アジアの歴史研究を進める上で、極めて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在していることから、岩手県では、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館の設置について、平成3年度から継続して国に要望しているところです。今後とも国に対して誘致についての要望を継続して行っていきたいと考えています。</p> <p>また、「平泉文化研究機関」については、平成6年度に策定した県立の考古学研究機関整備基本構想をもとに、「平泉文化研究機関整備推進事業」を継続して実施し、研究者の育成を図ってきました。</p> <p>さらに平泉文化研究にとって、柳之御所遺跡の解明が最重要との認識から、平成10年度から内容確認調査を継続して実施しています。平成20年度には遺跡隣接地に「平泉遺跡群調査事務所」を設置し、柳之御所遺跡の発掘調査の進行管理、及び平泉研究成果の蓄積を推進してきました。令和2年度にはガイダンスセンターの設置を見据え、研究計画を更新して県と国の研究機関との共同研究体制を強化したところです。</p> <p>県としては、こうした取組に基づきなが</p> | 県南広域振興局 | 県南教育事務所 | B:1 |

|       |                      |   |  |         |         |     |
|-------|----------------------|---|--|---------|---------|-----|
|       |                      |   | <p>ら、令和3年度に開館した平泉世界遺産ガイドランスセンターにおける研究機能の在り方について、検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>県立平泉世界遺産ガイドランスセンター及び史跡公園へのアクセスについては、より多くの方々に来訪していただけるよう、施設へのアクセスの周知に努めるとともに、来訪者の動向等の実情を見ながら、今後整備を進める予定の柳之御所遺跡堀外部や、無量光院跡など周囲の施設と連携させた周遊動線の検討を継続していきます。(B)</p>   |         |         |     |
| 7月18日 | 6. 文化財の保護・活用への支援について | <p>地域に眠っている文化財は、その地域における歴史的・文化的なシンボルとなっています。今般の文化財保護法改正によって、地域の文化財の総合的・一体的な保存活用と次世代への継承のため、地域住民や子どもたちがその価値に触れ、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことが求められています。</p> <p>世界遺産の裾野に広がる文化財の保存・活用の充実は本町に求められている大きな課題であり、特にも町指定文化財である長島月舘地区の『オダイシサマ』と周辺部の県指定史跡への指定や、未指定文化財の調査研究は、世界遺産の価値を更に深化することが期待されています。</p> <p>つきましては、県指定・町指定を始めとする文化財の保護と活用の際し、地域の実情に即した財政支援の充実と人的支</p> | <p>県文化財への指定は、市町村から県に推薦された案件について、県の文化財保護審議会において候補リスト登載の可否が審議され、登載されたリストの中から、市町村が行う学術的な調査・研究と、審議会の専門委員による現地調査等を経て、「岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準」により評価が整ったと判断された場合には、県が同審議会に諮問し、その結果を踏まえて指定が行われるものです。</p> <p>県としては、指定に向けて市町村が主体的に行う文化財の起源や歴史的背景等を含めた調査・研究に対し、保護審議会委員等の専門家の指導・助言の機会の確保に努めるとともに、文化財の適正な保存及び活用を図るため、今後も文化財保護事業補助金交付要綱に基づいた財政的支援を行っていきます。</p> <p>なお、令和2年度の「岩手県文化財保存活用大綱」策定を受けて、現在、地域の文化財</p> | 県南広域振興局 | 県南教育事務所 | B:1 |

|       |  |   |   |         |     |                |
|-------|--|---|---|---------|-----|----------------|
|       |  | 援など特段のご配慮をお願いいたします。   | の保存・活用を図る「文化財保存活用地域計画」の作成に4市が取り組んでいます。「地域計画」により地域での文化財の保存と活用がさらに推進されるものと期待されます。(B)  |         |     |                |
| 7月18日 | 7. 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について | <p>一般国道4号は、広域観光ルートとして重要な路線であるとともに、岩手県南から宮城県北にかけての誘致企業、とりわけ自動車関連産業の物流や経済の主軸となっている幹線でありますが、要望区間は積雪による路面の凍結、道路勾配がきついことによる大型車のスタックや速度低下に伴う交通混雑が発生している現状にあります。</p> <p>つきましては、安全安心で信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、4車線化や冬期速度低下対策等を行われるよう国への働き掛けについて特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p> <p>なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、国からは、安全安心な道路交通を確保するため、立ち往生するなどのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると聞いています。(B)</p> | 県南広域振興局 | 土木部 | B : 2          |
| 7月18日 | 8. 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について               | <p>当該2路線は、北上川の東部、長島地区を南北に縦貫する主要地方道及び平泉地区から北上川を横断し一関市相川を結ぶ県道です。</p> <p>主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、通行車両が増加傾向にあり、近年交通事故が多発している現状にあります。</p> <p>つきましては、事業採択されました平泉町長島字山王地内から同竜ヶ坂地内ま</p>  | <p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。</p> <p>要望の平泉町長島字山王から同竜ヶ坂間の約1.9km区間については、令和3年度に「長島工区」として事業化し、令和5年度は用地測量及び物件調査等を進めてきたところです。今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や</p>   | 県南広域振興局 | 土木部 | A : 1<br>C : 2 |

|       |                                |   |  |         |     |     |
|-------|--------------------------------|---|--|---------|-----|-----|
|       |                                | <p>での区間（1,930m）の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の解消工事を早期に完了されますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、県道相川平泉線については、広域観光ルートとしての利用以外に、平泉スマートインターチェンジと国際リニアコライダー建設予定地である一関市大東町を結ぶ最短路線であることから、今後大幅な交通量の増加が見込まれます。</p> <p>しかしながら、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行並びに歩行者の安全確保に支障をきたしている現状となっています。</p> <p>つきましては、近隣市町村を結び広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進について特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p> <p>また、一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。（C）</p>  |         |     |     |
| 7月18日 | 9．（仮称）栗原北上線（西ルート）の県道昇格及び整備について | <p>国道4号の宮城県栗原市金成から平泉町までの区間は、南北の幹線道路が国道4号及び東北縦貫自動車道の2路線のみとなっており、国道4号が渋滞や通行止めになった場合には、大きな支障をきたしております。</p> <p>これを解消するには、幹線道路をはじめとする道路網の整備を行い、緊急時の迂回路として十分な機能を果たせるようにする必要があります。</p> <p>つきましては、栗原市金成を起点とし、一関市・平泉町・奥州市（衣川地区・前沢地区・胆沢地区）・金ヶ崎町を縦断し、北</p>   | <p>県道認定については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換を原則として県道に認定してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。（C）</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始してい</p> | 県南広域振興局 | 土木部 | C：1 |

|       |                          |  |   |         |     |     |
|-------|--------------------------|--|---|---------|-----|-----|
|       |                          | <p>上市を終点とする全線の県道昇格と、広域的な整備の推進について特段のご配慮をお願いいたします。</p>  | <p>ます。</p>  |         |     |     |
| 7月18日 | 10. 一関遊水地事業に伴う内水被害対策について | <p>一関遊水地事業の小堤が整備され、出水時には北上川や県管理河川の水位上昇が長期に続くことが想定されます。</p> <p>また、ここ数年、局地的豪雨などによる水害が頻繁に発生し、住民が不安に感じております。</p> <p>つきましては、安心して暮らせるまちづくりの推進を図るためにも、徳沢川など小河川の内水被害対策のために移動用排水ポンプ車の増台について特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>一関遊水地事業に伴う内水被害対策について、矢の尻川における強制排水施設は国と調整を行い、工事を進めてきたところであり、令和4年6月末に完成したところです。</p> <p>また徳沢川など小河川の内水対策については、貴町との調整を踏まえ、広域的な運用が可能な可搬式排水ポンプを平成29年度末に鈴沢川合流部に整備したところです。</p> <p>しかし、一定規模以上の降雨の際には、可搬式ポンプの能力を超える内水が発生することも想定されますので、その際は、国土交通省が保有する排水ポンプ車での対応も考えられます。</p> <p>このことから、県としても、昨今、局地的な大雨が多発している状況を踏まえ、移動用排水ポンプ車による対応は有効と認識していることから、町と連携を図りながら、今後も国と排水ポンプ車の増台や円滑な運用について調整を行っていきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 土木部 | B:1 |
| 7月18日 | 11. 一級河川太田川の河川環境整備について   | <p>今日では河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、河川のもつ多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきております。</p> <p>しかしながら、太田川の未改修区間において、河川が荒廃し、地域住民による環境整備ができない状況にあります。</p> <p>つきましては、潤いとふれあいのある</p>                     | <p>太田川沿川については、平成9年度までに達谷窟～姫待滝の約500m区間において、河川改修と併せて水辺空間の整備を実施してきました。</p> <p>また、善阿弥～要害地区の約700m区間において、令和2年度に河道掘削・立ち木伐採を実施したところです。</p> <p>県としては、御要望のあった未改修区間の河道掘削・立ち木伐採を行うとともに、洪</p>  | 県南広域振興局 | 土木部 | A:1 |



|       |                               |  |  |         |         |       |
|-------|-------------------------------|--|--|---------|---------|-------|
|       |                               | <p>良好な水辺空間の創出を図るためにも、河川環境の整備について特段のご配慮をお願いいたします。</p>   | <p>水時に堤防機能が発揮できるよう日常の維持管理を行い、地域住民の御意見を伺いながら、良好な河川環境の維持に努めていきます。(A)</p>   |         |         |       |
| 7月18日 | 12. 山菜等の放射性物質に汚染された農林産物対策について | <p>東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、山菜等に対する汚染問題において町内をはじめ県南地域の生産農家に甚大な被害を与えております。</p> <p>このような中、岩手県におかれましては、町民や消費者が農産物の安全安心に対する不安が解消されるよう鋭意努力されており、ワラビについては一部の地域で出荷制限解除となりましたが、他の地域については、まだ出荷制限を受けており解除のめどが立っておりません。</p> <p>つきましては、本町には「道の駅平泉」に農産物直売施設があり、地元消費者をはじめ観光客、トラック運転手など多くの方々に利用されていることから、安全な山菜等の産地直売体制の確立に向けて、出荷制限を受けている山菜等の早期制限解除に向けて、全面的支援を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>県では、山菜類の出荷制限の解除に向けて、国の「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的な運用」に基づき、平泉町とともにモニタリング検査を継続して実施しています。</p> <p>ワラビについては、令和5年2月に一部地域で出荷制限が解除され、残りの地域の出荷制限解除協議を見据え、経過調査を実施しているところです。</p> <p>放射性物質濃度の低減傾向が見られなかった地域のワラビと野生きのこについては、引き続き、早期出荷制限解除に向けて、町と連携してモニタリング検査を実施していきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 林務部     | B : 1 |
| 7月18日 | 13. 放射能汚染問題に対する適切な対応について      | <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、事故から12年以上経過しても、健康に対する懸念や農産物被害など住民の不安を払拭できない状況にあります。</p> <p>また、国による除去土壌等の処分の見通しがはっきりしないことから、町として現場保管している除染土壌の処分のほ</p>   | <p>県では、埋設されている除去土壌の処理に向けて、国に対し最終処分方法を含め、処理基準を早急に示すよう引き続き要望します。</p> <p>なお、国では、平成30年度から埋立処分基準策定に向けた実証事業を行っているところであり、県としても情報収集に努めていきます。(B)</p>  | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部 | B : 1 |

|              |  |  |  |                |            |            |
|--------------|--|--|--|----------------|------------|------------|
|              | <p>1 除去土壌等の処理基準について</p>                              | <p>か、側溝土砂等の清掃・除染にも支障をきたしており、早急に除去土壌等の処理基準を明確にするよう国に求めています。</p> <p>自治体損害賠償については、東京電力ホールディングス（株）への直接の個別賠償請求と並行して、第4回目の原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立を行い、東京電力ホールディングス（株）との交渉を進めていきます。</p> <p>以上のような状況を踏まえて、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 除去土壌等の処理基準を早急に提示するよう国へ働きかけていただくこと。</p> |  |                |            |            |
| <p>7月18日</p> | <p>13. 放射能汚染問題に対する適切な対応について</p> <p>2 財政負担・措置について</p> | <p>2 放射線対策に要した経費は、自治体に最終的な財政負担が生じないよう満額を東京電力ホールディングス（株）が負担するよう働きかけていただくこと。仮に、東京電力ホールディングス（株）が負担しない場合は、特別交付税等による措置を国に要望していただくこと。</p>  | <p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力ホールディングス（株）に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力ホールディングス（株）からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、3次にわたり和解仲介の申立てを実施してきたほか、令和5年7月25日には、第4次の和解仲介の申立てを実施しました。</p> <p>また、国に対しても、放射線影響対策について、県及び市町村の負担とならないよう</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>総務部</p> | <p>B:1</p> |

|       |                        |   |  |         |     |     |
|-------|------------------------|---|--|---------|-----|-----|
|       |                        |   | に全面的な対応を講ずることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス(株)を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。(B)  |         |     |     |
| 7月18日 | 14. 有害鳥獣被害への広域的な対策について | <p>鳥獣被害については県内に拡大する傾向にあります。本町においても近年、基幹産業である農業へ甚大な被害を与え、非常に深刻な問題となっています。このことは農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加と相まってシカ、ハクビシン、タヌキ等の被害も増加していますが、近年ではイノシシによる被害が急増し、営農意欲の減退や耕作放棄、離農の増加につながる深刻な状況です。</p> <p>鳥獣被害を減少させるためには、シカ、イノシシといった鳥獣を減少させるとともに田畑や果樹地帯を含めた人間の生活域と鳥獣の生息域を棲み分ける必要があります。電気柵設置等の対策など有害鳥獣の捕獲に取り組んできましたが、町単独での取り組みには限界があります。</p> <p>つきましては、「県南地域野生鳥獣被害防止連絡会」の設置や被害防止対策会議を開催し、被害状況や被害防止対策の促進に向けた情報共有などの支援を頂いておりますが、今後も県がリーダーシップを取り、より一層の広域的かつ抜本的対</p> | <p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、県内の被害状況と被害防止対策についての情報共有を図りつつ、有害鳥獣の捕獲とともに、農地への侵入防止や、集落に寄せ付けない地域ぐるみの対策を総合的に実施していくことが重要です。</p> <p>県では、これまで以上に市町村等と連携した対策を講じていくため、既存の「岩手県鳥獣被害防止対策連絡会」を「岩手県鳥獣被害防止対策会議」に改編し、侵入防止柵の効果的な設置などへの助言を行うアドバイザー派遣や、県内10地域に設置した現地対策チームによるICTを活用した効率的な捕獲技術の実証などを行うこととしています。</p> <p>一関地域においては、平泉町や関係機関を構成員とする「一関・平泉地域現地対策チーム」を令和5年6月に設置したところであり、地域が主体となった持続的な被害防止対策の実践と定着に向けた取組を進めることとしています。</p> <p>また、国事業の活用により、有害鳥獣捕獲活動や食害等の防止に向けた電気柵の設置等を支援しています。</p> | 県南広域振興局 | 農政部 | B:1 |

|       |   |   |   |         |     |     |
|-------|---|---|---|---------|-----|-----|
|       |   | 策を講じていただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。   | 今後も、被害防止に向け、被害状況や優良事例等の情報共有、地域ぐるみの被害防止対策の実践支援等に、積極的に取り組んでいきます。(B)   |         |     |     |
| 7月18日 | 15. 森林病虫害（松くい虫及びカシノナガキクイムシ）等防除（駆除）事業の確保について | <p>森林病虫害（松くい虫）等防除事業につきましては、町内での発生当初から継続して対策を実施してきましたが、県北地域に拡大している状況であります。</p> <p>本町においては40数年にわたる防除事業を継続している中で、町全体としては被害量は減少している状況であります。しかしながら、世界文化遺産のコアゾーンである毛越寺庭園内で松枯れが発生するなどしており、周辺へ病虫害被害が拡大する危険性が高まっている状況です。</p> <p>寺院内の松林は素晴らしい景観を構成する重要な要素でありますことから前年度と同様の森林病虫害等防除（駆除）事業の事業費確保をお願いいたします。</p> <p>また、平成28年12月に本町西部において初めて「ナラ枯れ被害」が確認されて以降、近年では町内中心部でも被害が確認されており、ナラ枯れ被害対策も松くい虫被害対策同様に効果的な対策を講じる必要があります。</p> <p>つきましては、平泉町の世界文化遺産という特殊性を考慮していただき、事業費の確保に特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>世界文化遺産の構成資産にある松林やナラ林を森林病虫害被害から守ることは、大変重要であることから、県では、重要な松林への薬剤散布や、松くい虫・ナラ枯れの被害木の駆除、ナラ枯れ被害を受けやすい高齢なナラ林の若い森林への更新などの取組を支援しています。さらに、令和3年度には、大雪による折損被害を受けたアカマツの伐倒等の取組を支援するなど、松くい虫やナラ枯れ防除に必要な予算を措置しているところです。</p> <p>引き続き、効果的な防除ができるよう森林病虫害駆除事業予算の確保に努めていきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 林務部 | B:1 |
| 7月18日 | 16. 水田活用の直接支                                | 産地交付金は、国から都道府県に対して配分される資金枠の範囲内で交付されておりますが、昨年度、県から一関地方   | 1 県では、産地交付金について、水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物の生産の取組等、地域の特色   | 県南広域振興局 | 農政部 | B:2 |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  | <p>払交付金の産地交付金の予算配分について</p> <p>農業再生協議会（構成市町：一関市、平泉町）に対する最終配分（地域枠）は、取組面積が増えたにも関わらず転換作物拡大加算の廃止等により、大幅な減額となったため、取組単価を減額変更することとなり、今年度の当初配分（地域枠）においても、昨年度と同額となったところであります。</p> <p>当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域における特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、多年生牧草助成の見直しによる畜産農家への影響とあわせ、その存在がより重要になっていると考えます。</p> <p>については、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を充当する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること</p> <p>2 産地交付金の大幅な見直しを行う場合は、地域の中心的手や法人などの大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を</p> | <p>を生かした魅力的な産地づくりに有効と考えており、これまでも、国に対して、産地交付金を含む経営所得安定対策等について必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き様々な機会をとらえ、国に求めています。</p> <p>（B）</p> <p>2 制度改正等にあたっては、地域の中心的手や法人などの大規模経営体をはじめとする、中長期的な営農計画のもとに農業経営を展開している経営体に対して十分な周知期間を設けるとともに、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、様々な機会をとらえ、国に求めています。（B）</p> |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

|       |                |  |  |         |       |     |
|-------|----------------|--|--|---------|-------|-----|
|       |                | 設けること。また、周知期間中に物価高騰など、社会状況が急激に変化し、その状況下で見直しを行った結果、農業者の経営を著しく悪化させることが見込まれる場合は、見直しの撤回や実施時期の再検討など、農業者に寄り添った対応を行うこと  |  |         |       |     |
| 7月18日 | 17. 企業誘致活動について | <p>企業誘致につきましては、近年、県南地域が自動車関連産業及び半導体関連産業の集積地として、新規工場立地及び工場増設が相次いでおりますが、本町ではトヨタ自動車東日本株式会社の本社・大衡工場（宮城県大衡村）と岩手工場（金ケ崎町）の中間に位置する地理的優位性に加え、平泉スマートインターチェンジの開通により交通アクセスが飛躍的に向上しており、企業が立地するにあたってのメリットが生み出されている今を最大の好機として捉え、引き続き新たな工業団地の整備を検討しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症との共存が進む現在において、企業のサプライチェーン対策のための国内投資や多拠点化、都市部から地方への人材の移動などの動きがより加速すると予想されることから、多種多様な業種の立地を促進して参りたいと考えております。</p> <p>つきましては、新たな工業団地の整備及び本町への企業誘致についてご支援いただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が一層加速しており、今後も更なる集積が見込まれる中、産業用地が不足している状況は、県としても認識しているところです。</p> <p>産業用地の整備については、市町村の意向や企業ニーズを把握しながら、市町村において産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているところです。</p> <p>なお、産業用地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対して、産業用地の整備に対する支援を行うよう要望したところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p> <p>また、岩手県企業誘致推進委員会が開催する研修会などを通じて、企業誘致に関する情報やノウハウを共有するなど、引き続き、貴町と連携して企業誘致に取り組んでいきます。（B）</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B：1 |

|       |                            |  |  |         |       |     |
|-------|----------------------------|--|--|---------|-------|-----|
| 7月18日 | 18. 国際リニアコライダー（ILC）の実現について | <p>ILCの誘致に関して、世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、平成16（2004）年から国際チームによるILC技術開発を進め、平成25（2013）年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところではありますが、未だ実現には至っておりません。</p> <p>令和3年度に行われた文部科学省による第2期有識者会議では、ILC準備研究所段階への移行は「時期尚早」との見解が示されたものの、素粒子物理学及びその基盤となる加速器科学の分野は、日本が世界的に高いプレゼンスを有する基礎科学分野であり、今後とも世界をリードする研究成果を創出し、本分野を振興していくことが期待されると評価されたところでもあります。</p> <p>ILCの建設が実現すれば、世界最先端の研究を行う人材が定着し、高度な技術力に基づくものづくり産業を更に成長発展させ、日本再興に大きく寄与するばかりではなく、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に開かれた地方創生の実現が期待されます。</p> <p>つきましては、ILCの東北での早期実現に向けて、次の事項について国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化すること</p> | <p>国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災からの創造的復興につながるものであることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和5年6月の「令和6年度政府予算等に関する提言・要望」に続き、11月にも国に対し以下の事項について要望を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際協働による加速器の研究開発が着実に進むよう、必要な予算を確実に確保すること</li> <li>2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること</li> <li>3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること</li> </ol> <p>令和6年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B：1 |
|-------|----------------------------|--|--|---------|-------|-----|

|       |                            |   |   |         |       |     |
|-------|----------------------------|---|---|---------|-------|-----|
|       |                            | 2 日本政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進め、I L Cの早期実現を図ること  | り組んでいきます。(B)  |         |       |     |
| 7月18日 | 19. 地域公共交通の維持・充実に向けた支援について | <p>本町と近隣市を結ぶ幹線路線バスについては、町民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線であり、また、町内循環バスについては、観光客を中心に利用が多いため、地域経済に欠かせない路線であることから、町と運行事業者が一体となって、路線の利活用促進に向けて取り組んでおります。</p> <p>しかしながら、昨今の人口減少や車社会の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、バス利用者が減少しており、民間路線バスの運行に多大な影響が生じております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行し、観光客は回復傾向にありますが、運行事業者は利用者の減少や運転手の不足などにより苦境に立たされており、町内循環バスにおいては平日の運休が続いており、観光客をはじめ町民の日常生活に支障をきたしているところであり、早急に公共交通を維持・充実する方策が求められています。</p> <p>このような中、本町においては、交通不便地域の解消を目的に、実証実験を経て令和4年度から平泉町コミュニティバスを運行しているところではありますが、町の財政負担は増大しており、公共交通</p> | <p>県では、令和4年度に、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会において、補助制度の在り方について検討を行ったところであり、令和5年度から、国庫・県単補助路線の補助要件を満たせなくなった路線について、市町村が子育て・通学・通院のいずれかに資する代替交通を確保する場合に補助する「人口減少対策路線確保事業」を創設するとともに、県単補助路線のコロナ特例を令和5年度まで延長するなど、実情に応じた支援の見直しを行ってきたところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者に対して交付した運行支援交付金等金の算定基礎となる車両には、観光路線で使用する乗合事業用車両も含め、路線の維持が図られるよう支援を行ったところであり、令和5年度の交付金においても、同様の算定で支援を行ったところです。</p> <p>今後も引き続き、コロナ禍や燃料費高騰、運転士不足等の社会情勢を踏まえながら、地域内公共交通構築検討会等の場において、必要な支援の在り方について検討していきます。(B)</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B:1 |



|       |                     |  |  |         |       |     |
|-------|---------------------|--|--|---------|-------|-----|
|       |                     | <p>の維持・充実を本町だけで支援していくことには限界があります。</p> <p>つきましては、路線バスなどの公共交通は、本町のみならず、多くの岩手県民や観光客等にとって必要不可欠な移動手段であることから、運行事業者が事業を継続できるよう、県の支援を維持・拡充するとともに、観光路線についても補助対象路線に追加いただくなど、新たな財政支援等を講じていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。</p>   |  |         |       |     |
| 7月18日 | 20. 観光の回復に向けた支援について | <p>本町における「平泉の文化遺産」をはじめとする観光資源を生かした産業は、本町の経済を大きく支えているところがあります。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の観光業や関連事業者の経営は落ち込み、コロナとの共存が進むにつれて回復傾向にはあるものの、依然としてコロナ前の状況には戻っていないのが現状であります。</p> <p>そのような中、このたびの感染症法上の5類への移行と併せて、台湾、花巻直行便の再開などもありインバウンド観光の回復も大きく期待されているところですが、この機を捉えてプロモーション活動を更に進めながら誘客に向けた事業を展開していく必要があります。</p> <p>特にも、本町においては、令和6年には金色堂建立900年、令和8年には中尊寺落慶供養900年、翌年の令和9年には初代清衡公御遠忌900年など、大きな節目を迎</p> | <p>県では、観光庁の観光再始動事業を活用し、令和5年9月から10月までに開催した訪日外国人観光客向けイベント「2023年に行くべき盛岡・岩手宝探しの旅」において、盛岡市のほか、平泉を含む県内の3つの世界遺産を会場とし、関係市町等と連携してインバウンドの誘客及び県内周遊の促進に取り組みました。</p> <p>また、「インバウンドプロモーション支援事業」により、観光事業者が海外で行うイベント出展や商談会への参加のための経費を支援しています。</p> <p>さらに、東日本旅客鉄道株式会社、市町村、関係団体、事業者等と連携して、令和6年1月から3月までの3ヶ月間、「自然・絶景」、「歴史・文化」、「食」等をテーマに冬季観光キャンペーンを展開し、各種プロモーション等を実施して誘客拡大、広域周遊の促進等に取り組んでいます。</p> <p>なお、国に対しては、今後の全国旅行支援終了後の反動減に対応した支援や、インバ</p> | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B:1 |

|       |                                   |   |   |         |         |     |
|-------|-----------------------------------|---|---|---------|---------|-----|
|       |                                   | <p>えることから、これらを最大限に生かしながらイベントの開催や観光誘客などを図っていききたいと考えております。</p> <p>さらに、東稲山麓地域が1月17日に、県内では初となる日本農業遺産に認定され、世界文化遺産、世界かんがい施設遺産、日本遺産とあわせて、本町は4つの遺産を有することとなり、これらを大きく発信しながら誘客と経済効果につなげて、町の活性化を図っていききたいと考えております。</p> <p>つきましては、岩手県全体の観光振興にも寄与すべく、連携して事業を展開していただくなど、ポストコロナに向けて様々なご支援をいただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>ウンドの早期回復に向けて、地域が国際観光を推進していくための新たな交付金制度の創設など、十分な支援策を講じるよう要望しています。(B)</p>  |         |         |     |
| 7月18日 | 21. 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び急提供の確保について | <p>少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっています。</p> <p>医師の偏在が解消されないまま、令和6年4月から医師の働き方改革が実施された場合、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど地域医療提供体制がさらなる縮小につながることを懸念される所です。</p> <p>また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。</p>                              | <p>1 県境を越えた医療体制の構築については、国が定めている医療計画策定指針では、医療提供体制の構築において隣接する都道府県と連携を取る場合、当該連携を行う都道府県と協議を行い、具体的な内容を医療計画へ記載するよう努めることとされています。</p> <p>宮城県との県境においては、初期救急など一定程度本県への患者流入があることから、次期岩手県保健医療計画の策定に当たっては、宮城県と連携し、県境を超えた住民の受療動向などの情報共有を行うとともに、初期救急医療体制の確保に向けた検討を進めていきます。(B)</p> <p>2 潜在助産師の復職支援や看護職を目指す学生が利用可能な修学資金貸付制度等</p> | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部 | B:4 |

|  |   |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|
|  | <p>地域医療に求められる役割は増々重要になっておりますが、地域医療を取り巻く状況は厳しさを増しており、令和5年度に策定される次期岩手県保健医療計画において、地域医療が抱える課題を解決するような方針が示されることに期待するところであります。</p> <p>つきましては、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について協議すること</li> <li>2 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特にも周産期医療体制構築のための助産師に対する支援や人材の確保を行うこと</li> <li>3 次期岩手県保健医療計画の策定に当たり、医師不足などを踏まえた医師の働き方改革への対応、地域の実情に応じた救急医療機関の果たすべき役割、かかりつけ医や在宅医療との連携などについて、地域医療の改善となるよう検討すること</li> <li>4 地域における救急医療体制を補完するために、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる「救急安心センター事業（#7119）」について、県内全域を対象として実施すること</li> </ol> | <p>により看護職員の安定的な確保と定着の推進に取り組んでいきます。（B）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、医師の働き方改革に対応するために、岩手県医療勤務環境改善支援センターにおけるアドバイザーの派遣などの支援のほか、タスク・シフト／シェアなどの医師の労働時間短縮に向けた医療機関の取組を引き続き支援していきます。</li> </ol> <p>また救急医療機関の果たすべき役割については、地域の実情を踏まえつつ、患者の症状に応じた適切な救急医療を提供する体制の確保に向けて取り組んでいきます。</p> <p>在宅医療については、次期岩手県保健医療計画の中で「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」等を位置付けることとされており、こうした取組を通じて、在宅医療の推進に取り組んでいきます。（B）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 救急安心センター事業（#7119）については、救急医療機関の勤務医等の負担軽減や救急車の適正利用を推進することにより、地域の救急医療体制の確保・充実につながることから、導入している他県の事例も参考にしながら検討を進めていきます。（B）</li> </ol> |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|

| 7月18日 | <p>22. 県立病院医療体制の充実について</p> <p>1 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められる役割を果たすことができるよう体制を充実させること</p> | <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>特に救急科、麻酔科、産婦人科など24時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、さらなる増員を含めた対応が求められております。</p> <p>つきましては、県立病院医療体制の充実のため次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう体制を充実させること。</p>  | <p>医師の時間外・休日労働時間の上限規制への対応については、医師確保や医師の業務のタスクシフト、タスクシェアのほか、宿日直許可の取得等の取組を計画的に実施し、救急医療を始め必要な医療提供体制の確保に努めています。</p> <p>なお、地域医療提供体制を維持していくためには、平日の診療時間内での適正受診や、病状が安定した患者に対するかかりつけ医への紹介等の取組が不可欠であり、患者やその家族、地域住民の理解と協力を得るため、地元市町村と一体となって、意識醸成等の取組を進めていきます。(A)</p> | 県南広域振興局        | 保健福祉環境部         | A:1  |        |                            |      |              |                        |      |              |     |      |          |  |   |         |         |            |
|-------|---|--|--|----------------|-----------------|------|--------|----------------------------|------|--------------|------------------------|------|--------------|-----|------|----------|--|---|---------|---------|------------|
| 7月18日 | <p>22. 県立病院医療体制の充実について</p> <p>2 常勤医師等の配置・増員</p>                                     | <p>2 常勤医師等の配置・増員</p> <table border="1" data-bbox="443 1077 992 1433"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>常勤医師の配置が必要な診療科</th> <th>常勤医師等の増員が必要な診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐井病院</td> <td>血管内治療医</td> <td>産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師</td> </tr> <tr> <td>千厩病院</td> <td>整形外科医、脳神経内科医</td> <td>総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医</td> </tr> <tr> <td>大東病院</td> <td>脳神経内科医、整形外科医</td> <td>内科医</td> </tr> <tr> <td>南光病院</td> <td>児童青年精神科医</td> <td>精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）</td> </tr> </tbody> </table> | 病院名  | 常勤医師の配置が必要な診療科 | 常勤医師等の増員が必要な診療科 | 磐井病院 | 血管内治療医 | 産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師 | 千厩病院 | 整形外科医、脳神経内科医 | 総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医 | 大東病院 | 脳神経内科医、整形外科医 | 内科医 | 南光病院 | 児童青年精神科医 | 精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士） | <p>医師の配置・増員については、磐井病院では令和6年1月1日時点で前年同月と比較し、4名増の71名、南光病院では2名増の12名の常勤医の体制とし、圏域内の診療体制の充実を図ったところです。</p> <p>各病院の御要望のあった診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部 | A:1<br>B:1 |
| 病院名   | 常勤医師の配置が必要な診療科  | 常勤医師等の増員が必要な診療科  |  |                |                 |      |        |                            |      |              |                        |      |              |     |      |          |  |   |         |         |            |
| 磐井病院  | 血管内治療医  | 産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師   |  |                |                 |      |        |                            |      |              |                        |      |              |     |      |          |  |   |         |         |            |
| 千厩病院  | 整形外科医、脳神経内科医  | 総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医   |  |                |                 |      |        |                            |      |              |                        |      |              |     |      |          |  |   |         |         |            |
| 大東病院  | 脳神経内科医、整形外科医  | 内科医  |  |                |                 |      |        |                            |      |              |                        |      |              |     |      |          |  |   |         |         |            |
| 南光病院  | 児童青年精神科医  | 精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）   |  |                |                 |      |        |                            |      |              |                        |      |              |     |      |          |  |   |         |         |            |

|       |                           |   |   |         |         |     |
|-------|---------------------------|---|---|---------|---------|-----|
|       |                           |   | <p>このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>また、児童青年精神科医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>医師以外の職員の配置については、平成30年4月に、磐井病院において助産師2名を増員したほか、南光病院において公認心理師1名、医療社会事業士2名を増員し、今年度も増員後の体制を維持するなど、必要な体制の整備を図っています。</p> <p>なお、公認心理師については、全員が公認心理師資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。(A)</p> |         |         |     |
| 7月18日 | 23. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施 | 令和5年度のワクチン接種については、引き続き予防接種法上の特例臨時接種として位置づけられましたが、突如、国庫補助金の上限額が設定されたため、これまで構築してきた接種体制を見直す必要がない状況にありません。また、 | 県では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続に当たり、地方負担が生じないように、国費による財政支援の継続が必要と認識しており、令和5年度の国庫補助金の交付に当たっては、上限額を超過する場合の特例的な措置を令和5年9月以降も延長するな  | 県南広域振興局 | 保健福祉環境部 | A:2 |

|       |                             |   |   |         |       |     |
|-------|-----------------------------|---|---|---------|-------|-----|
|       | について                        | <p>ワクチン接種について、報道による情報が先行し、国からの正式な通知に遅れが生じることや、接種を実施するために必要な国の要綱や町民への情報提供資材等が事前に提供されないまま、接種開始日をむかえる事態が常態化していることから、現場に混乱が生じております。</p> <p>つきましては、新型コロナワクチン接種を円滑に実施するため、下記事項について国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 新型コロナワクチン接種事業の継続にあたっては、市町村に財政負担が生じないように国庫補助金の上限額を撤廃し、引き続き全額国費による財政措置を講じること</p> <p>2 市町村が住民へのワクチン接種を安全かつ確実に進めるため、ワクチンの供給スケジュールや接種対象者等、体制整備に必要な情報を正式な通知をもって具体的かつ早期に明示すること</p> | <p>ど、地域の実情に十分に配慮した財政措置を令和6年度政府予算提言・要望において要望したところです。(A)</p> <p>また、各自治体が計画的に接種体制を構築するために必要な情報を早期かつ詳細に示す必要があると考えており、令和5年秋開始接種の早期かつ詳細な情報提供を行うよう、令和6年度政府予算提言・要望において要望を行ったところであり、令和6年度以降の体制については、定期予防接種化となることが見込まれていますが、今後、財政支援等の方針を速やかに示すよう国に対して要望していきます。(A)</p> |         |       |     |
| 7月18日 | 24. マイナンバーカードに係る財政措置の拡充について | <p>現在、マイナンバーカードに係る財政措置として、主にマイナンバーカードの交付のための人件費、マイナポイント第2弾事業におけるマイナポイント申込支援のための経費等が国庫補助金の対象とされております。</p> <p>来年秋に従来の健康保険証を原則廃止して、マイナンバーカードと健康保険証が一体化された「マイナ保険証」に移行されることから、医療機関及び薬局で、</p>   | <p>マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座の利用登録については、義務ではなく、本来、国民それぞれがマイナポータルや金融機関窓口等で行うことが想定されています。</p> <p>一方、国では紙の健康保険証を廃止する方針であり、多くの国民にマイナンバーカードの健康保険証利用について周知を図るとともに、利用登録を促していく必要があります。</p>  | 県南広域振興局 | 経営企画部 | B:1 |

|  |  |   |  |  |  |  |
|--|--|---|--|--|--|--|
|  |  | <p>健康保険証にかわってマイナンバーカードを利用するには、利用登録が必要になります。</p> <p>このことから、本町では利用登録に必要な機器をお持ちでない方や操作に不慣れな方のために、マイナンバーカード取得後、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込や公金受取口座の登録に係る手続きのサポートを行っております。</p> <p>健康保険証としての利用登録、公金受取口座の利用登録がマイナポイント第2弾事業終了する10月以降も長期的に継続して行われる事が想定されるため、これらの紐付け支援に従事する職員の人件費を含む事務費についても地方負担が生じないよう、新たに国庫補助の対象とすることを国に対して働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。</p> | <p>こうしたことから、県としては、全国知事会を通じ、国民に対して十分な周知を行うことや、自治体に過度な負担が生じないよう技術的・財政的支援を行うことなどを国に要望しているところです。</p> <p>また、マイナンバーカードの交付状況に応じた地方財政措置の在り方について国に要望し、令和5・6年度においては、マイナンバーカードの普及に応じて市町村の財政需要が増加することを想定して、マイナンバーカードの交付率に応じて、全ての市町村の普通交付税算定に係る基準財政需要額が割増しされているところです。</p> <p>現時点で、マイナポイント第2弾終了後における、健康保険証や公金受取口座の利用登録を市町村が支援する際の経費に係る取扱いは不明であるが、引き続き、国の動向や市町村の実情を注視し、必要に応じて、全国知事会を通じ国に対する追加的な要望を行うことも検討していきます（B）。</p> |  |  |  |
|--|--|---|--|--|--|--|